

首都日進国際学院 学 則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学生が日本社会で自分らしく生き、自己実現できるようにするとともに、学生と地域をつなぎ、ともに成長することを通じ、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、首都日進国際学院という。

(位置)

第3条 本校は、三重県鈴鹿市神戸一丁目5-1に置く。

(点検・評価)

第4条 本校は、日本語教育の適正、且つ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の結果は本校のホームページで公表するものとする。
- 3 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める自己点検評価表による。

第2章 修業期間及び休業日

(コース・修業期間・定員)

第5条 本校のコース、修業期間、定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	定員	クラス数
進学2年コース	2年	60名	3クラス
進学1年6か月コース	1年6か月	40名	2クラス
計		100名	5クラス

(始期・終期・学期)

第6条 本校の各コースは、次のとおりとする。

進学2年コース：4月上旬に始まり翌年3月31日までを1年目とし、当該翌年4月1日に始まり翌翌年3月31日までを2年目とする。

進学1年6か月コース：10月上旬に始まり翌年3月31日までを1年目とし、当該翌年4月1日に始まり翌翌年3月31日までを2年目とする。

- 2 本校の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月上旬から 6月下旬まで

第2学期 7月上旬から 9月下旬まで
 第3学期 10月上旬から12月下旬まで
 第4学期 1月上旬から 3月下旬まで
 (休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
- (4) 夏季休業 8月上旬から8月中旬まで
- (5) 秋季休業 9月下旬から10月上旬まで
- (6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

ただし、学期及び長期休暇の詳細は、毎年度別に定める日進カレンダーによる。

- 2 教育上必要があり、且つやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(授業の終始時刻)

第8条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

午前クラス： 9時10分から12時40分まで

午後クラス： 13時40分から17時10分まで

- 2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 日本語教育課程、授業時数及び学習の評価

(日本語教育課程)

第9条 本校には、以下の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力(「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)の尺度で示された日本語能力)、授業科目及び授業時数は、次のとおりとする。

日本語教育課程	修業期間 授業時間	日本語 能力	授業科目	単位時間数 (1単位時間=45分)
進学2年コース (4月入学)	2年 1600単位 時間	B2	総合	1120
			会話・表現	120
			試験対策	160
			探究	200
進学1年6か月 コース	1年6か月		総合	760
			会話・表現	120

(10月入学)	1200単位 時間	B2	試験対策	160
			探究	160

(クラス編成)

第10条 クラスは、学生の日本語能力等を基準に20名以下ごとにおいて編成する。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、カリキュラムで定められた各授業科目における、單元ごと的小テストや定期試験など、本校が指定した試験及び評価活動に基づいて行う。

2 前項の評価は、次のとおりとし、C以上を修了とする。

S	A	B	C	D	E
90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	60%未満	未受験

3 D及びE評価の者に対し追加課題を課し、一週間後を目途に再試験を実施する。再試験の結果に伴う判定基準は別に定める補習・再試験の規定による。

第4章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第12条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- (1) 校長 (必要に応じて副校長を置くことができる)
- (2) 主任教員
- (3) 本務等教員 (主任教員を除く) 2名以上
- (4) 教員 5名以上
- (5) 事務統括者
- (6) 生活指導担当者 2名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教員及び職員を監督する。

4 主任教員は、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務を統括する。

5 副校長は、校長を助け、命を受けて本校の業務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

第5章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 日本以外の国において12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了(見込み)の者、あるいは同等以上の学力を認定する検定等に合格した者
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可された者又は許可される見込みのある者

- (3) 信頼のおける保証人を有する者
- (4) 年齢が18歳以上の者
- (5) 進学2年コースは、日本語能力試験（JLPT）N5合格又は実用日本語検定（J. test）F-Gレベル250点以上又は日本語NAT—TEST5級を取得した者、又は母国での日本語学習時間が150時間以上の者で、日本語教育の参照枠A1レベル相当の日本語能力を有する者
進学1年6か月コースは、日本語能力試験（JLPT）N4合格又は実用日本語検定（J. test）D-Eレベル350点以上又は日本語NAT—TEST4級を取得した者、又は母国での日本語学習時間が450時間以上の者で、日本語教育の参照枠A2レベル相当の日本語能力を有する者
- (6) 明確な留学目的を有し、本校の理念を理解してその教育方針に従って教育を受けたい者
- (7) 結核等の法定伝染病にかかっておらず、心身ともに健康である者
(入学時期)

第14条 本校への入学は、年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続き・許可)

第15条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第23条に定める納付金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第16条 学生が疾病や事故その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に、診断書等必要書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第17条 転学しようとする者は、転学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、退学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第19条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第11条に定める学習評価を行い、全ての評価がC以上である者、且つ在籍期間通算の出席率が80%以上の者に対して、当該課程の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
(褒章)

第20条 校長は、成績優秀者や出席率が良い者に対して、別に定める褒章規定によって褒章を与えることができる。
(懲戒処分)

第21条 学生で本校の学則、その他本校が定める諸規則を守らず、その他学生の身分にもとる行為があったときには、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、注意、訓告、及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 授業料の納付期限を超過し、督促しても納付しない者。

(2) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由なく出席しない者。

(4) 法律違反等により刑事罰を受けた者。

(帰国)

第22条 本校を退学となった場合は、学校から発行された学生証等を返却し、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

第6章 学生納付金

(学生納付金)

第23条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

項目	進学2年コース		進学1年6か月コース	
	入学時	2年目	入学時	2年目
入学金	50,000円	—	50,000円	—
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	300,000円
施設費	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円
設備費	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円
教材費	30,000円	30,000円	30,000円	15,000円
課外活動費	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円

保険料	10,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円
健康管理費	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
合 計	760,000 円	710,000 円	760,000 円	360,000 円

※上記に別途消費税を加算する。

(納入)

第24条 学生が在籍中は、出席の有無に関わらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(滞納)

第25条 学生が、正当な理由なく、且つ所定の手続きを行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第26条 既に納入した学生納付金等は、原則として返還しない。ただし、以下の事由で校長が認めた場合、返還する。

2 来日前

(1) 出願書類提出後のキャンセルの場合

理由の如何に関わらず、入学検定料は返還しない。

(2) 在留資格認定証明書 (COE) が交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合

理由の如何に関わらず、入学検定料及び入学金は返還しない。授業料及びその他の費用は、在留資格認定証明書及び入学許可証と引き換えの上、全額を返還する。

(3) 日本在外公館によって査証発給が拒否された場合

入学検定料及び入学金は返還しない。授業料及びその他の費用は、当校職員が日本在外公館において査証が発給されなかったことの確認ができた後、在留資格認定証明書及び入学許可証と引き換えの上、全額を返還する。

(4) 日本在学公館より査証発給後に入学をキャンセルした場合

理由の如何に関わらず、入学検定料及び入学金は返還しない。授業料及びその他の費用は、査証が未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、全額を返還する。

3 来日後

理由の如何に関わらず、入学検定料及び入学金は返還しない。文書での届出を学校が受け付けた時点で、開始していない学期の授業料について、授業料の50%を除いた金額を返還する。その他の費用は返還しない。但し、第21条第3項に該当する学生に対しては、開始していない学期の授業料についても

一切返還しない。

第7章 雑則

(健康診断)

第27条 毎年1回、学校所定の医療機関にて健康診断を実施する。

2 健康診断の項目は学校保健安全法施行規則第六条に準じて以下のとおりとする。

- 1) 身長及び体重
- 2) 栄養状態
- 3) 視力及び聴力
- 4) 結核の有無
- 5) 心臓の疾病及び異常の有無
- 6) 尿
- 7) その他の疾病及び異常の有無

3 校長は、学生の保健を適切に管理し、必要に応じて治療を命じ又は登校を停止することがある。

(寮)

第28条 本学は学生寮を設置していないが、周辺の住居可能な不動産情報や寮管理会社を必要に応じて紹介する。

(細則)

第29条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則

この学則は、令和8年10月1日から施行する。